

《都道府県医師会 社会保険担当理事連絡協議会》

令和2年度診療報酬改定について 〔概要版〕



令和2年3月5日
公益社団法人 日本医師会



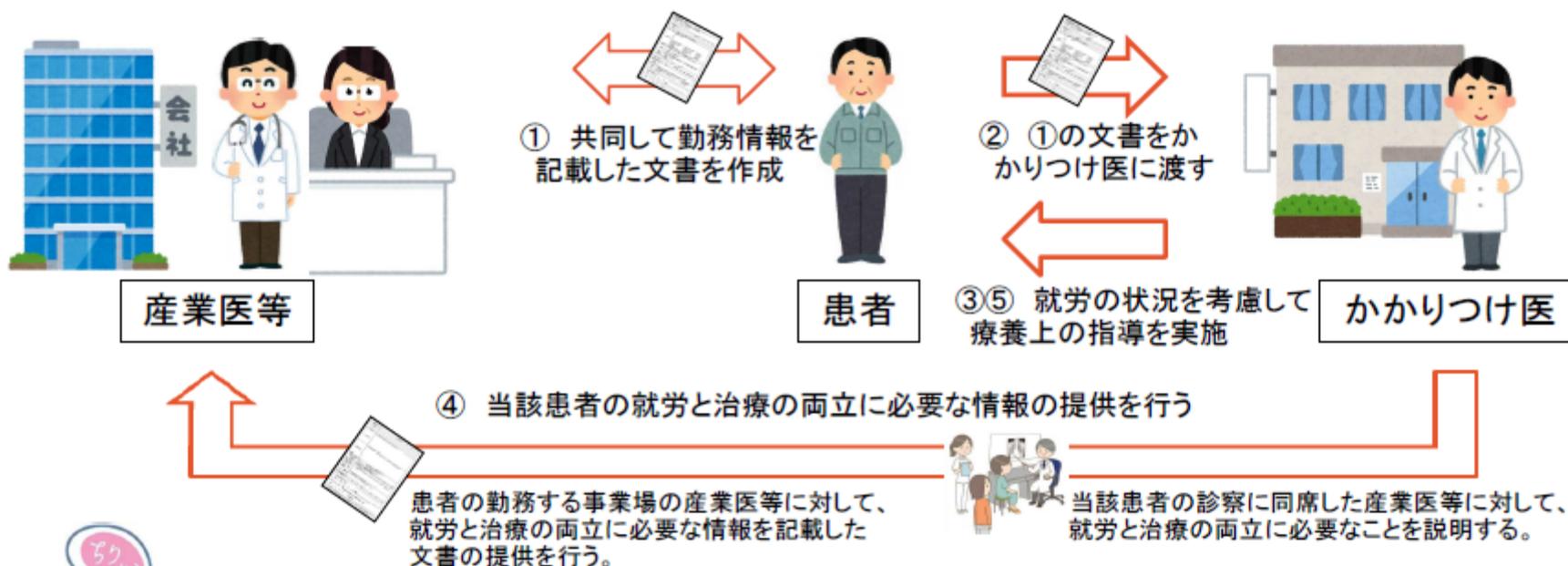
日本医師会 新キャラクター
「日医君(にちいくん)」

1. 外来医療の機能分化とかかりつけ医機能の一層の推進

(15) 療養・就労両立支援指導料の見直し①

点p171, 留p221-222, 施告p808, 施通p868

- 療養・就労両立支援指導料について、企業から提供された勤務情報に基づき、患者に療養上必要な指導を実施するとともに、企業に対して診療情報を提供した場合について評価する。また、診療情報を提供した後の勤務環境の変化を踏まえ療養上必要な指導を行った場合についても評価する。



現行	
療養・就労両立支援指導料	1,000点
相談体制充実加算	500点



改定後	
療養・就労両立支援指導料(3月に限る)	
1 初回	800点
2 2回目以降	400点
相談支援加算	50点

1. 外来医療の機能分化とかかりつけ医機能の一層の推進

(15)療養・就労両立支援指導料の見直し②

点p171, 留p221-222, 施告p808, 施通p868

①対象患者及び連携先の拡大

- 療養・就労両立支援指導料について、両立支援をより充実させるよう、以下の見直しを行う。
- ◆ 対象疾患について、悪性新生物の他に、脳梗塞、脳出血、くも膜下出血その他の急性発症した脳血管疾患、肝疾患（経過が慢性なものに限る）、指定難病その他これに準ずる疾患を追加
- ◆ 対象となる企業側の連携先に、患者が勤務する事業場において、選任されている総括安全衛生管理者、衛生管理者若しくは安全衛生推進者又は労働者の健康管理等を行う保健師を追加

②相談支援加算の創設

- 当該患者に対して、看護師又は社会福祉士が相談支援を行った場合の評価を新設する。

療養・就労両立支援指導料 (新) 相談支援加算 50点

[相談支援加算の算定要件]

当該患者に対して、専任の看護師又は社会福祉士が、療養上の指導に同席し、相談支援を行った場合に、相談支援加算として、50点を所定点数に加算する。

[相談支援加算の施設基準]

専任の看護師又は社会福祉士を配置していること。専任の看護師又は社会福祉士については、国又は医療関係団体等が実施する研修であって、厚生労働省の定める両立支援コーディネーター養成のための研修カリキュラムに即した研修を修了していること。



1. 外来医療の機能分化とかかりつけ医機能の一層の推進

(15) 療養・就労両立支援指導料の見直し③

算定の例

①パターン1 (初回算定月の翌月から、2回目の指導を実施した場合) 2回目以降(400点)の点数は
初回算定月から起算して3月を限度に月1回算定

	7月1日	7月15日	8月1日	9月1日	10月1日
初回(800点)		○			
相談支援加算(50点)		○			
2回目以降(400点)			○	○	○
相談支援加算(50点)			○	○	○

②パターン2 (初回算定月と同一月に、2回目の指導を実施した場合)

初回算定月と同一月 2回目以降(400点)の点数は
初回算定月から起算して3月を限度に月1回算定

	7月1日	7月15日	8月1日	9月1日	10月1日
初回(800点)	○				
相談支援加算(50点)	○				
2回目以降(400点)		○	○	○	
相談支援加算(50点)		○	○	○	